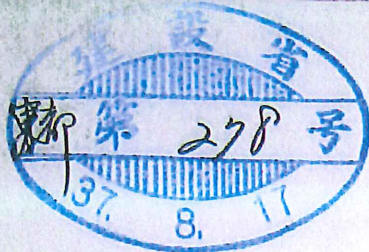


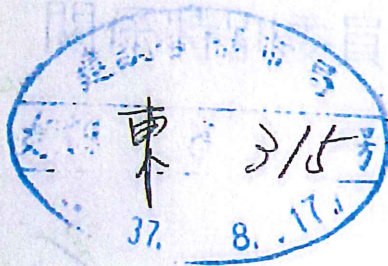
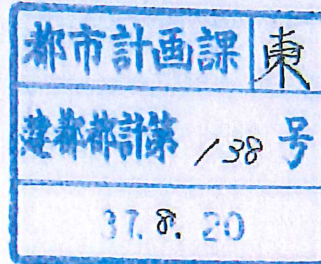
東京都



東都審収第152号

昭和37年8月16日

建設大臣 殿



東京都市計画地方審議会長

東京都知事 東 龍太郎



東京都市計画高速鉄道の決定及び廃止  
について (答申)

昭和37年7月3日付建設省東都第278号で付議されましたこのことについて、8月13日開催の本審議会において、別紙特別委員会報告に下記希望意見を付し、原案どおり議決しましたので答申します。

記

希望意見

- 1 高速鉄道の建設に当つては、関連地方鉄道との直通運転、建設経営主体等を考慮のうえ、極力広軌とすること。
- 2 8号線の線形については、事業実施までの間に、池袋副都心の育成を考慮して、更に検討を加えること。

昭和37年8月17日

都市局所掌

(別紙)

議第 1387号 (高速鉄道)

関係特別委員会報告

ハマは概形 経路地 構造等について更に検討を加え、引き続き調査研究のうえ、速かに都市計画として

議第1387号(高速鉄道)関係特別委員会報告

本特別委員会は、昭和37年7月6日開催の本審議会において調査を付託された事項につき、過去2回にわたり慎重審議をいたしました結果、さきの東京都市計画高速鉄道調査特別委員会の報告を了承し、更に、下記付帯意見を付して原案どおり決定すべきであるとの結論に達しましたので報告します。

昭和37年8月13日

議第1387号(高速鉄道)関係特別委員会

委員長 山内 通 浩

東京都市計画地方審議会長

東 龍 太 郎 殿

記

1 周辺区部における既設の各地方鉄道は、踏切道改良促進法の精神にかんがみ、全面的に高架または地下構造とする必要がある。よって、本計画はとりあえず原案どおり決定するが、工事実施までに、関連する当該地方鉄道の高架線

速かに都市計画として  
速かに調査研究のうえ  
引き続き調査研究のうえ  
更に検討を加え  
構想等について  
経高此  
ハアは隊形

化または地下鉄化を容易ならしめるよう、路線の位置  
線形等を慎重に検討すべきである。

2. B号線については、練馬区の交通事情にかんがみ、  
泉方面への延長を検討すべきである。

3. A号線及びB号線は、泉岳寺付近において相互乗り  
入を考慮することが望ましいが、さらに乗換施設につ  
いても、利用者の便を四るよう設計すべきである。

4. 6号線、7号線については、国鉄京浜東北線の輸送  
との関連において、その延長を考慮する必要がある。

5. 高速鉄道建設並びに経営の困難性にかんがみ、目途  
その財源について、低利融資、利子補給等積極的に財  
策を講ずべきである。

6. 高速鉄道工事の実施に当っては、他の都市鉄道との接  
続は勿論、環状線等の道路交通機関との接続を円滑に  
しめるよう設計すべきである。

東京  
号

東京都市計画高速鉄道調査特別委員会の報告について

報 告

本特別委員会は昭和36年2月7日開催の本審議会において調査を付託された事項につき過去7回にわたり慎重審議をいたしました結果、東京都における交通事情にかんがみ、次のとおり東京都市計画高速鉄道を変更追加すべきであるとの結論に達しましたので報告します。

昭和37年7月 6 日

東京都市計画高速鉄道

調査特別委員会

委員長 飯 石 一 生

東京都市計画地方審議会会長

東京都知事 東 竜 太 郎 殿

1 高京鉄道線については別表-1のとおり、既定5路線のうち4路線の変更、延長及びあらたに5路線の追加を考慮すべきである。ただし既定線のうち、1、3、4号線のの変更、追加ならびに5路線のうち5、7、10号線の3路線については速かに都市計画として決定し、5号線の延長並びに6、9号線については線形、経路地、構造等について更に検討を加え、引き続き調査研究のうえ、速かに都市計画として追加決定すべきである。

なお、目下建設中の既定1号線の建設経路にかんがみ、1号線、6号線の泉岳寺付近における相互乗り入れを考慮することか望ましい。

2 国鉄、私鉄との接続方法、または相互乗り入れについては首都圏整備計画、都市計画の基本方針に準拠し

また、その路線の延長についてはあらかじめ都市計画として決定し、その後の延長並びに支線については、路線の延長並びに支線等について更に検討を加え、その延長の範囲が定まらないうちに、あらかじめ都市計画として追加決定すべきである。

なお、目下建設中の既設ノ号線の建設路線にかんがみ、ノ号線、6号線の景岳寺付近における相互乗り入れを考慮することを見たい。

2. 国鉄、私鉄との接続方法、または相互乗り入れについては、首都圏整備計画、都市計画の基本方針に準拠して、都心の分散、副都心の育成、その他都市構造の再編成等を考慮して慎重に決定すべきである。
3. 都市高速鉄道相互の交差方法は、附表一によるものとする。
4. 都市高速鉄道の新規建設については、ほう大な建設費を要するのみでなく、その収支もきわめて困難であることにかんがみ、その利用効率を極力高める必要がある。よって今後建設する路線は、駅間、乗降場の有効長等について慎重に検討すべきである。
5. 都市高速鉄道は、都市計画施設の一つであるから、都市計画の総合的諸目的を達成するように設計すべきである。
  - (1) 市街地内においては、地下自動車道路、交差点の立休池、横断地下歩道など、街路の立体的改造が予定されるから、これらを考慮して設計すべきである。
  - (2) 都市の立并地にともない、電気、電話、ガス、上下水道等の供給施設の拡充のため、路面限削がいろいろしく増加しつつあるので、都市高速鉄道の建設にあたっては、路面下の空間を利用して共同溝の同時施工を考慮すべきである。
  - (3) 駅の設計にあたっては、横断地下歩道の目的を達しようよう考慮をばらうべきである。
6. 都市高速鉄道の建設にともない、これと重複する運輸系統の路面電車は整理すべきである。
7. 都市高速鉄道は、その大半が路面下を使用する計画であるので、工事の施工にあたっては、横掘式工法など、路面の破かい、道路交通の阻害を極力減少するよ様な工法を工夫すべきである。